(仮称)「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」の策定方針について

1 策定の趣旨

区では、ICT の推進と活用を実施していくため、平成 28 年 2 月に「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020」を策定し、各施策を着実に推進してきた。

「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020」の計画期間が令和 2 (2020)年度をもって満了するにあたり、区を取り巻く ICT の現状や変化、課題を踏まえ、今後 5 年間の ICT 推進・活用に係る中期ビジョンを示すとともに、それらに対応する施策を計画的に推進するため、ICT に係る新たな計画である(仮称)「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」(以下「計画」という。)を策定する。

2 国及び都の現状

国は、平成28年12月に、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的として、「官民データ活用推進基本法」(以下「官デ法」という。)を公布・施行した。その後、平成29年5月には「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、平成30年1月には「デジタル・ガバメント実行計画」、平成30年6月には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定もしくは閣僚会議決定されており、最先端技術の積極的な導入が進められている。

併せて、令和元年5月には、情報通信技術を活用し、行政手続等における利便性の向上や、行政運営の簡素化・効率化を図るため、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「デジタル手続法」という。)が公布・施行されたところである。

また、東京都においても、平成29年12月に「東京都ICT戦略」を策定し、ICTを活用した東京の5年後の姿と施策展開を示している。さらに、令和元年8月には5Gネットワークの早期構築をめざして「TOKYO Data Highway 基本戦略」を策定し、世界最速のモバイルインターネット網の建設に着手し始めている。加えて、令和2年2月には、「スマート東京実施戦略」を策定し、東京版Society5.0の実現に向けての取り組みを加速させているところである。

このようなことから、国及び都は、短期間のうちに複数の法律や計画等を整備し、 ICT に関して更なる活用を進めており、我が国がめざすべき未来社会である Society5.0 や国際目標として掲げる SDGs 等の達成に寄与する取組を行っている。

3 計画期間

ICT を取り巻く環境は目まぐるしい速さで進化しており、様々な技術が日々生み出されていくのに合わせて、国や都も次々と ICT に関する施策を打ち出しているという状況である。そのため、本計画は、内容を「基本計画」と「実施計画」に分けた二層構造で構築することとし、「基本計画」は5か年(令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで)とし、「実施計画」は、前期3か年(令和3(2021)年度から令和5(2023)年度まで)、後期2か年(令和6(2024)年度から令和7(2025)年度まで)とする。

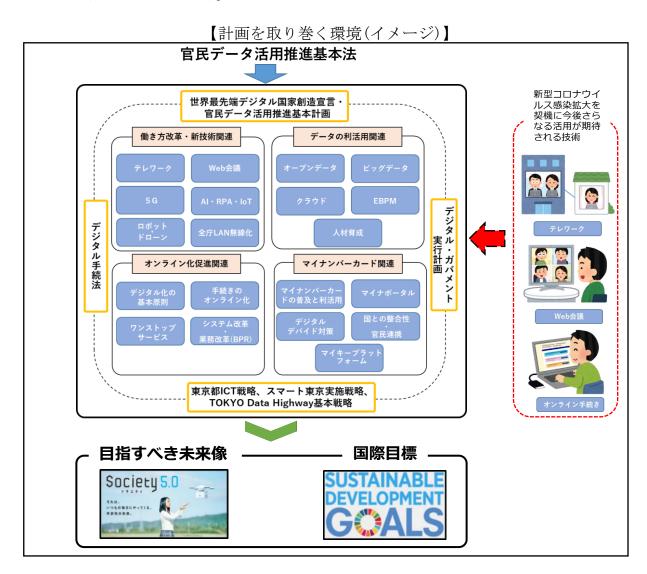
4 目的及び基本的な視点

(1) 目的

「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020」においては、41 の施策を掲げ、着実な推進をめざしてきたが、AI 等の新技術やオープンデータ等の各種データの利活用は、今後の区政に引き続き大きな影響を与えるものである。また、「板橋区基本構想」において、基本構想を実現するための方策として「ICT 化と情報公開による業務革新と区民参加の推進による経営の質の向上」が掲げられている。そのため、本計画は、「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020」を踏まえつつ、区における5年後のビジョンを示し、区のあらゆる業務等について、デジタル化をより一層進めることにより、区民サービスの向上や官民の連携強化、業務の効率化等を進め、新たな価値を創出していくことを目的とする。

(2) 基本的な視点

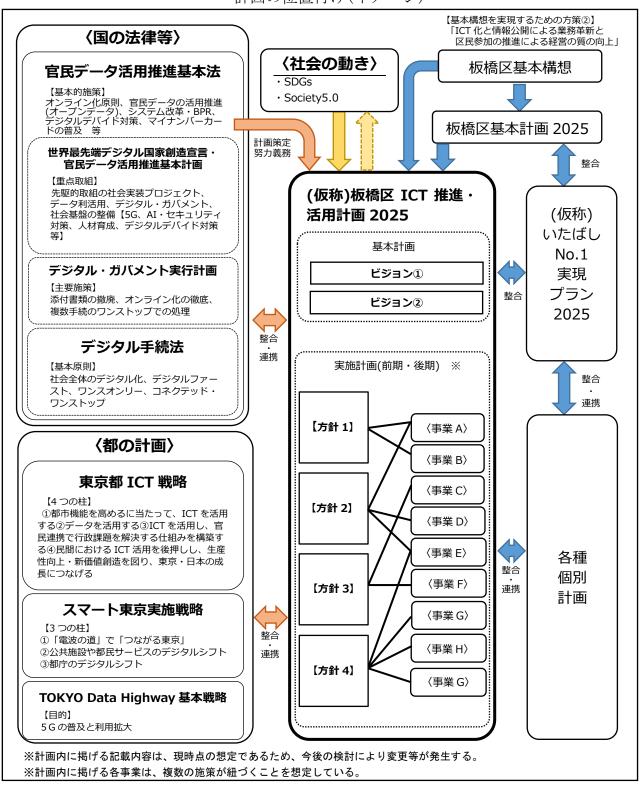
国や都の各種法律・計画等を踏まえた上で、**働き方改革に向けた新技術の積極的な活用**や、データの利活用、行政手続きにおけるオンライン化の促進、マイナンバーカードの普及及び利活用等を視野に入れながら、区においても導入すべき新技術の研究や、施策の方向性を明示し、施策を計画的に展開・遂行する。また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした、テレワークやオンライン会議等の導入促進や、オンライン手続きの拡大等の状況を踏まえ、区のデジタル化をさらに強力に進めていく。



5 計画の位置付け

- (1) 本計画は、区における <u>ICT 推進・活用の中期計画(ビジョン)を示し、併せて短</u>期的な施策展開を示す計画とする。
- (2) 本計画は、官デ法第9条第3項に基づく<u>「市町村官民データ活用推進計画」に</u> 位置付けられる計画である。
- (3) 本計画は、板橋区基本構想及び各関連計画と連携及び整合を図る。

計画の位置付け(イメージ)



6 策定方法

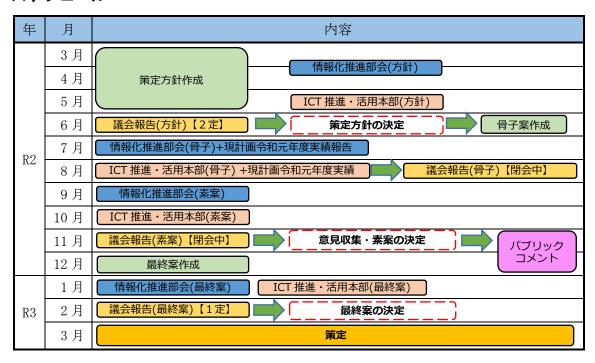
(1) 検討体制

「板橋区 ICT 推進・活用本部設置要綱」第5条第1項に基づき設置されている「情報化推進部会」(政策経営部長を部会長とし、関係課長で構成される)において検討を進める。

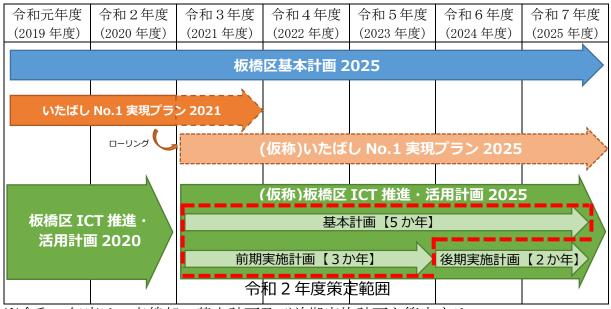
(2) 決定

「情報化推進部会」における検討結果については、区長を本部長とする「ICT 推進・活用本部」(庁議)に適宜報告を行い、議会報告を経て決定する。

7 スケジュール



8 令和2年度における計画策定範囲



※令和2年度は、点線部の基本計画及び前期実施計画を策定する。